

(9 別表一の二 (二))

(連)

納税地 (フリガナ) 電話() -	連納親法人 (フリガナ) 代表者 白署押印	連納親法人 整理番号	期末現在の 出資金の額	経理責任者 白署押印	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類
平成 年 月 日	申告書	連納親法人 整理番号	平成 年 月 日	申告書	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	1	十億 百万 千 円	控除 所得税の額 (別表六の二「6」の③)	12	十億 百万 千 円
法人税額 (45)又は(48)	2		外国税額 (別表六の二「12」)	13	
法人税額の特別控除額 (別表六の二「12」の①)	3		計 (12)+(13)	14	
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (10)	15	
連結納税の承認を取り消 された場合等における既 に控除された法人税額の 特別控除額の加算額	5		控除しきれなかった金額 (14)-(15)	16	
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」 +別表三(二)「25」 +別表三(三)「20」)	6	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	17	0
同上に対する税額 (17)+(18)+(19)	7		同 上 (別表三(二)「28」)	18	0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8	0 0	同 上 (別表三(三)「23」)	19	0 0
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9		所得税額等の還付金額 (16)	20	
控除税額 (8)-(9)	10		連結欠損金の繰戻し による還付請求税額	21	
差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	計 (20)+(21)	22	
			この申告による法人 税額は減少する 還付請求税額 (55)	24	0 0
			連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」及び「16」)	25	
			翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」の合計)	26	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	27	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	32	外
所得地方法人税額 (50)	28		この申告前の 課税標準法人税額 (58)	33	0 0 0
外国税額の控除額 (別表六の二「45」)	29		この申告により納付 すべき地方法人税額 (61)	34	0 0
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	30				
差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)	31	0 0			

還付を受ける金融機関等
 銀行 本店・支店 郵便局名等
 金庫・組合 出張所 預金
 農協・漁協 本所・支所
 口座番号 うち：銀行の
 貯金記号番号

①「法人税額の計算」は、次の①から③までの全てに該当する連結親法人にあっては「35」から「38」までの各欄に、上記以外の連結親法人にあっては「39」から「41」までの各欄に記載することになりますので、御注意ください。

②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(協同組合等の分)：平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分)

税 理 士
署 名 押 印

(9 別表一の二 (二))

(連)

納税地 (フリガナ) 電話() -	連納親法人 (フリガナ) 代表者 白署押印	連納親法人 整理番号	期末現在の 出資金の額	経理責任者 白署押印	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類
平成 年 月 日	申告書	連納親法人 整理番号	平成 年 月 日	申告書	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	1	十億 百万 千 円	控除 所得税の額 (別表六の二「6」の③)	12	十億 百万 千 円
法人税額 (45)又は(48)	2		外国税額 (別表六の二「12」)	13	
法人税額の特別控除額 (別表六の二「12」の①)	3		計 (12)+(13)	14	
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (10)	15	
連結納税の承認を取り消 された場合等における既 に控除された法人税額の 特別控除額の加算額	5		控除しきれなかった金額 (14)-(15)	16	
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」 +別表三(二)「25」 +別表三(三)「20」)	6	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	17	0
同上に対する税額 (17)+(18)+(19)	7		同 上 (別表三(二)「28」)	18	0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8	0 0	同 上 (別表三(三)「23」)	19	0 0
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9		所得税額等の還付金額 (16)	20	
控除税額 (8)-(9)	10		連結欠損金の繰戻し による還付請求税額	21	
差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	計 (20)+(21)	22	
			この申告による法人 税額は減少する 還付請求税額 (55)	24	0 0
			連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」及び「16」)	25	
			翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」の合計)	26	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	27	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	32	外
所得地方法人税額 (50)	28		この申告前の 課税標準法人税額 (58)	33	0 0 0
外国税額の控除額 (別表六の二「45」)	29		この申告により納付 すべき地方法人税額 (61)	34	0 0
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	30				
差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)	31	0 0			

還付を受ける金融機関等
 銀行 本店・支店 郵便局名等
 金庫・組合 出張所 預金
 農協・漁協 本所・支所
 口座番号 うち：銀行の
 貯金記号番号

①「法人税額の計算」は、次の①から③までの全てに該当する連結親法人にあっては「35」から「38」までの各欄に、上記以外の連結親法人にあっては「39」から「41」までの各欄に記載することになりますので、御注意ください。

②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(協同組合等の分)：平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分

税 理 士
署 名 押 印

改正後

(10 別表一の二 (二) 次葉)

		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・	法人名			
法 人 税 額 の 計 算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の16%相当額	42		
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の20%相当額	43		
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44		
	連結所得金額 (35)+(36)+(37)	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)	45		
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の16%相当額	46		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(39)	40	000	(40)の20%相当額	47		
	連結所得金額 (39)+(40)	41	000	法人税額 (46)+(47)	48		
地 方 法 人 税 額 の 計 算							
課税標準法人税額 (27)	49	000	(49)の4.4%相当額	50			
この申告が修正申告である場合の計算							
法人申告額の計	この申告前の額	連結所得金額又は連結欠損金額	51	この申告前の額	課税標準法人税額	58	000
		課税土地譲渡利益金額	52		確定地方法人税額	59	
		法人税額	53		欠損金の繰戻しによる還付金額	60	
		還付金額	54		外	この申告により納付すべき地方法人税額 (50-(59)若しくは(50+(60)又は(60)-(32)の外書)	61
	この申告前の計	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (11-(59)若しくは(11+(54)又は(54)-(2))	55	外	00		
	連結欠損金の当期控除額	56					
	翌期へ繰り越す連結欠損金	57					

別表一の二(二)次葉 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等(平二十六・十・一以後開始連結事業年度等用)

改正前

(10 別表一の二 (二) 次葉)

		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・	法人名			
法 人 税 額 の 計 算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の16%相当額	42		
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の20%相当額	43		
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44		
	連結所得金額 (35)+(36)+(37)	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)	45		
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の16%相当額	46		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(39)	40	000	(40)の20%相当額	47		
	連結所得金額 (39)+(40)	41	000	法人税額 (46)+(47)	48		
地 方 法 人 税 額 の 計 算							
課税標準法人税額 (27)	49	000	(49)の4.4%相当額	50			
この申告が修正申告である場合の計算							
法人申告額の計	この申告前の額	連結所得金額又は連結欠損金額	51	この申告前の額	課税標準法人税額	58	000
		課税土地譲渡利益金額	52		確定地方法人税額	59	
		法人税額	53		欠損金の繰戻しによる還付金額	60	
		還付金額	54		外	この申告により納付すべき地方法人税額 (50-(59)若しくは(50+(60)又は(60)-(32)の外書)	61
	この申告前の計	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (11-(59)若しくは(11+(54)又は(54)-(2))	55	外	00		
	連結欠損金の当期控除額	56					
	翌期へ繰り越す連結欠損金	57					

別表一の二(二)次葉 平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分

(11 別表一の二(三))

連

納税地 電話() - ()	連結親法人 整理番号	連結申告 一連番号
代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	売上金額 申告年月日
代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	申告区分

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は連結欠損金額	1	十億 百万 千 円
法人税額	2	
法人税額の特別控除額	3	
差引法人税額	4	
課税土地譲渡利益金額	5	
地上に対する税額	6	
法人税額計	7	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	8	
控除税額	9	
差引連結所得に対する法人税額	10	
連結中間申告分の法人税額	11	
差引の申告により納付すべき法人税額	12	
連結中間申告の場合にその税額とし、マイナスの場合は、(23)へ記入	13	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額	30	十億 百万 千 円
所得地方法人税額	31	
外国税額の控除額	32	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	33	
差引地方法人税額	34	
中間申告分の地方法人税額	35	
差引確定地方法人税額	36	

この申告による還付金額 (35)-(34)

この申告前の課税標準法人税額 (55)

この申告により納付すべき地方法人税額 (59)

還付を受ける金融機関等

銀行 本店・支店 郵便局名等
金庫・組合 出張所 預金
農協・協同 本所・支所

口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号

※税務署処理欄

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額	30	十億 百万 千 円
所得地方法人税額	31	
外国税額の控除額	32	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	33	
差引地方法人税額	34	
中間申告分の地方法人税額	35	
差引確定地方法人税額	36	

この申告による還付金額 (35)-(34)

この申告前の課税標準法人税額 (55)

この申告により納付すべき地方法人税額 (59)

還付を受ける金融機関等

銀行 本店・支店 郵便局名等
金庫・組合 出張所 預金
農協・協同 本所・支所

口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号

※税務署処理欄

法 0301-0103-02

税 理 士 署名押印

(11 別表一の二(三))

連

納税地 電話() - ()	連結親法人 整理番号	連結申告 一連番号
代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	売上金額 申告年月日
代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	申告区分

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は連結欠損金額	1	十億 百万 千 円
法人税額	2	
法人税額の特別控除額	3	
差引法人税額	4	
課税土地譲渡利益金額	5	
地上に対する税額	6	
法人税額計	7	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	8	
控除税額	9	
差引連結所得に対する法人税額	10	
連結中間申告分の法人税額	11	
差引の申告により納付すべき法人税額	12	
連結中間申告の場合にその税額とし、マイナスの場合は、(23)へ記入	13	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額	30	十億 百万 千 円
所得地方法人税額	31	
外国税額の控除額	32	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	33	
差引地方法人税額	34	
中間申告分の地方法人税額	35	
差引確定地方法人税額	36	

この申告による還付金額 (35)-(34)

この申告前の課税標準法人税額 (55)

この申告により納付すべき地方法人税額 (59)

還付を受ける金融機関等

銀行 本店・支店 郵便局名等
金庫・組合 出張所 預金
農協・協同 本所・支所

口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号

※税務署処理欄

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額	30	十億 百万 千 円
所得地方法人税額	31	
外国税額の控除額	32	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	33	
差引地方法人税額	34	
中間申告分の地方法人税額	35	
差引確定地方法人税額	36	

この申告による還付金額 (35)-(34)

この申告前の課税標準法人税額 (55)

この申告により納付すべき地方法人税額 (59)

還付を受ける金融機関等

銀行 本店・支店 郵便局名等
金庫・組合 出張所 預金
農協・協同 本所・支所

口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号

※税務署処理欄

法 0301-0103-02

税 理 士 署名押印

改正後

(12 別表一の二 (三) 次葉)

連 結 事 業 年 度 等		法人名					
法 人 税 額 の 計 算							
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の16%相当額	43			
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (40)	41	000	(41)の20%相当額	44			
連 結 所 得 金 額 (40) + (41)	42	000	法 人 税 額 (43) + (44)	45			
地 方 法 人 税 額 の 計 算							
課 税 標 準 法 人 税 額 (30)	46	000	(46)の4.4%相当額	47			
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算							
法 人 税 前 の 額 の 計 算	連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額	48	地 方 法 人 税 前 の 計 算	こ の 申 告 前 の 額 の 計 算	課 税 標 準 法 人 税 額	55	000
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額	49		確 定 地 方 法 人 税 額	56		
	法 人 税 額	50		中 間 還 付 額	57		
	還 付 金 額	51		外	欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額	58	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (43 - 50)若しくは(43 + 50)又は(50 - 49)	52	外	00	この申告により納付すべき地方法人税額 (30 - 50)若しくは(30 + 50 + 50)又は((50 - 50) + (50 - 37の外書))	59	00	
こ の 申 告 前 の 額 の 計 算	連 結 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	53					
	翌期へ繰り越す連結欠損金	54					

改正前

(12 別表一の二 (三) 次葉)

連 結 事 業 年 度 等		法人名					
法 人 税 額 の 計 算							
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の16%相当額	43			
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (40)	41	000	(41)の20%相当額	44			
連 結 所 得 金 額 (40) + (41)	42	000	法 人 税 額 (43) + (44)	45			
地 方 法 人 税 額 の 計 算							
課 税 標 準 法 人 税 額 (30)	46	000	(46)の4.4%相当額	47			
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算							
法 人 税 前 の 額 の 計 算	連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額	48	地 方 法 人 税 前 の 計 算	こ の 申 告 前 の 額 の 計 算	課 税 標 準 法 人 税 額	55	000
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額	49		確 定 地 方 法 人 税 額	56		
	法 人 税 額	50		中 間 還 付 額	57		
	還 付 金 額	51		外	欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額	58	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (43 - 50)若しくは(43 + 50)又は(50 - 49)	52	外	00	この申告により納付すべき地方法人税額 (30 - 50)若しくは(30 + 50 + 50)又は((50 - 50) + (50 - 37の外書))	59	00	
こ の 申 告 前 の 額 の 計 算	連 結 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	53					
	翌期へ繰り越す連結欠損金	54					

別表一の二(三)次葉 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分)

別表一の二(三)次葉 平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分

改正後

(13 別表三 (一))

Table with columns for business year, legal name, and various financial metrics. Includes sections for '留保金額に対する税額の計算' and '課税留保金額'.

「15」欄には、「14」欄がマイナスであるときは、「10」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「39」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載し、その端数が「37」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

別表三(一) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

改正前

(13 別表三 (一))

Table with columns for business year, legal name, and various financial metrics. Includes sections for '留保金額に対する税額の計算' and '課税留保金額'.

「15」欄には、「14」欄がマイナスであるときは、「10」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載し、その端数が「39」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。また、「41」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載し、その端数が「37」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

別表三(一) 平二十六・十・一以後終了事業年度分

改正後

(14 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書		連 結 年 度	結 業 年 度	法人名	別表三の二 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分			
当期連結留保金額の計算	連結留保所得金額 (別表四の二「55の②」)	1	円	連結所得金額 (別表四の二「55の①」)	17	円		
	連結法人間配当等の当期支払額の合計額 (別表三の二附表「2」の合計額)	2		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「44」)	18			
	連結法人間配当等の当期受取額の合計額 (別表三の二附表「3」の合計額)	3		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表三の二附表「27」の合計額)	19			
	前期末配当等の額の合計額 (別表三の二附表「4」の合計額)	4		受贈益の益金不算入額 (別表四の二「9」)	20			
	当期末配当等の額の合計額 (別表三の二附表「5」の合計額)	5		受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「17」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	21			
	連結法人税額、連結地方法人税額及び連結復興特別法人税額 (別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書「11」+「43」又は別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書「11」+「18」+「35」+「38」+「39」)+復興特別法人税申告書別表「4」)	6		法人税額の還付金等(過納税及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「23」+「26」)	22			
	各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二附表「13」の合計額)	7		連結欠損金等の当期控除額 (別表四の二「46」)	23			
	当期連結留保金額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」)	24			
	積立金の基準額	連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	9		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二附表「34」の合計額)	25		
		同上の25%相当額	10		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の損金算入額 (別表三の二附表「35」の合計額)	26		
		期首連結利益積立金額 (別表五の二「20の①」)-(4)	11		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の益金算入額 (別表三の二附表「36」の合計額)	27		
		期中増減の計算	適格合併等により増加した連結利益積立金額	12		沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表十の二「14」+「16」+「17」)	28	
			適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額	13		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の損金算入額 (別表三の二附表「38」の合計額)	29	
		期末連結利益積立金額 (11)+(12)-(13)	14		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の益金算入額 (別表三の二附表「39」の合計額)	30		
		積立金基準額の計算	積立金基準額 (10)-(14)	15		取用等の場合等の連結所得の特別控除額 (別表十の二「18」+「31」+「34」+「37」+「40」又は別表十の二「47」)	31	
			定額基準額の計算	定額基準額 $2,000万円 \times \frac{1}{12}$	16		肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額 (別表三の二附表「41」の合計額)	32
連結留保控除額 (15)、(16)又は(36)のいずれか多い金額				17		連結超過利子額の損金算入額 (別表十七の二「10」)	33	
課税連結留保金額			18		課税対象金額等の益金算入額 (別表三の二附表「43」の合計額)	34		
年3,000万円相当額以下の金額 (38)又は(3,000万円 $\times \frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	39	000	円	連結所得等の金額 (17)-(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)-(27)+(28)+(29)-(30)+(31)+(32)+(33)-(34)	35			
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (39)-(38)又は(1億円 $\times \frac{1}{12}$ -(39))のいずれか少ない金額	40	000	円	所得基準額 (35) $\times 40\%$	36			
年1億円相当額を超える金額 (38)-(39)-(40)	41	000	円	連結留保控除額 (15)、(16)又は(36)のいずれか多い金額	37			
計(38) (39)+(40)+(41)	42	000	円	課税連結留保金額 (8)-(37)	38	000		
連結留保金額に対する税額の計算								
課税連結留保金額		税		額				
年3,000万円相当額以下の金額 (39)又は(3,000万円 $\times \frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	39	000	円	(39)の10%相当額	43	円		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (39)-(38)又は(1億円 $\times \frac{1}{12}$ -(39))のいずれか少ない金額	40	000	円	(40)の15%相当額	44	円		
年1億円相当額を超える金額 (38)-(39)-(40)	41	000	円	(41)の20%相当額	45	円		
計(38) (39)+(40)+(41)	42	000	円	計 (43)+(44)+(45)	46	円		

改正前

(14 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書		連 結 年 度	結 業 年 度	法人名	別表三の二 平二十六・十・一以後終了連結事業年度分			
当期連結留保金額の計算	連結留保所得金額 (別表四の二「56の②」)	1	円	連結所得金額 (別表四の二「56の①」)	17	円		
	連結法人間配当等の当期支払額の合計額 (別表三の二附表「2」の合計額)	2		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「45」)	18			
	連結法人間配当等の当期受取額の合計額 (別表三の二附表「3」の合計額)	3		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表三の二附表「27」の合計額)	19			
	前期末配当等の額の合計額 (別表三の二附表「4」の合計額)	4		受贈益の益金不算入額 (別表四の二「9」)	20			
	当期末配当等の額の合計額 (別表三の二附表「5」の合計額)	5		受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「15」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	21			
	連結法人税額、連結地方法人税額及び連結復興特別法人税額 (別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書「11」+「43」又は別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書「11」+「18」+「35」+「38」+「39」)+復興特別法人税申告書別表「4」)	6		法人税額の還付金等(過納税及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「23」+「26」)	22			
	各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二附表「13」の合計額)	7		連結欠損金等の当期控除額 (別表四の二「47」)	23			
	当期連結留保金額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」)	24			
	積立金の基準額	連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	9		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二附表「34」の合計額)	25		
		同上の25%相当額	10		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の損金算入額 (別表三の二附表「35」の合計額)	26		
		期首連結利益積立金額 (別表五の二「20の①」)-(4)	11		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の益金算入額 (別表三の二附表「36」の合計額)	27		
		期中増減の計算	適格合併等により増加した連結利益積立金額	12		沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表十の二「14」+「16」+「21」+「22」)	28	
			適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額	13		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の損金算入額 (別表三の二附表「38」の合計額)	29	
		期末連結利益積立金額 (11)+(12)-(13)	14		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の益金算入額 (別表三の二附表「39」の合計額)	30		
		積立金基準額の計算	積立金基準額 (10)-(14)	15		認定研究開発事業法人等の連結所得の損金算入額 (別表三の二附表「40」の合計額)	31	
			定額基準額の計算	定額基準額 $2,000万円 \times \frac{1}{12}$	16		認定研究開発事業法人等の連結所得の益金算入額 (別表三の二附表「41」の合計額)	32
連結留保控除額 (15)、(16)又は(38)のいずれか多い金額				17		取用等の場合等の連結所得の特別控除額 (別表十の二「18」+「31」+「34」+「37」+「40」又は別表十の二「47」)	33	
課税連結留保金額			18		肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額 (別表三の二附表「43」の合計額)	34		
年3,000万円相当額以下の金額 (38)又は(3,000万円 $\times \frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	39	000	円	連結超過利子額の損金算入額 (別表十七の二「10」)	35			
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (39)-(38)又は(1億円 $\times \frac{1}{12}$ -(39))のいずれか少ない金額	40	000	円	課税対象金額等の益金算入額 (別表三の二附表「45」の合計額)	36			
年1億円相当額を超える金額 (38)-(39)-(40)	41	000	円	連結所得等の金額 (17)-(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)-(27)+(28)+(29)-(30)+(31)+(32)+(33)-(34)	37			
計(38) (39)+(40)+(41)	42	000	円	所得基準額 (37) $\times 40\%$	38			
連結留保金額に対する税額の計算								
課税連結留保金額		税		額				
年3,000万円相当額以下の金額 (39)又は(3,000万円 $\times \frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	39	000	円	(40)の10%相当額	45	円		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (39)-(38)又は(1億円 $\times \frac{1}{12}$ -(39))のいずれか少ない金額	40	000	円	(41)の15%相当額	46	円		
年1億円相当額を超える金額 (38)-(39)-(40)	41	000	円	(42)の20%相当額	47	円		
計(40) (41)+(42)+(43)	44	000	円	計 (45)+(46)+(47)	48	円		

改 正 後

(15 別表三の二付表)

Table with columns for '連 結 特 定 同 族 会 社 の 連 結 留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算 に 関 す る 明 細 書'. Rows include '個 別 留 保 所 得 金 額', '連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額', '前 期 未 配 当 等 の 額', etc.

別表三の二付表 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

改 正 前

(15 別表三の二付表)

Table with columns for '連 結 特 定 同 族 会 社 の 連 結 留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算 に 関 す る 明 細 書'. Rows include '個 別 留 保 所 得 金 額', '連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額', '前 期 未 配 当 等 の 額', etc.

別表三の二付表 平二十六・十・一以後終了連結事業年度分

改正後

(16 別表六(二))

外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名		
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	区 分 ① ②		
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2	当 加 外 所 得 の 金 額 の 計 算		
	所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	3			
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4			
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5			
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6			
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7			
	計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8			
	国外所得の金額 (4)	9			
	(8) × 90%	10			
	国外所得金額 (9)と(10)のうち少ない金額	11			
	法人税の控除限度額 (2) × $\frac{11}{8}$ と (2)のうち少ない金額	12			
	法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(12)のうち少ない金額	13			
	法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	14			
	法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	15			
	当期に控除できる金額 (13)+(14)+(15)	16			
	国外の当期利益又は当期欠損の額	17		円	
納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」)	18	円			
交際費等の損金不算入額	19				
貸倒引当金の戻入額	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
小 計	29				
貸倒引当金の繰入額	30				
	31				
	32				
	33				
	34				
	35				
	36				
	37				
小 計	38				
仮 計 (17)+(29)-(38)	39				
非課税国外所得の控除額 (39)×② (マイナスの場合は0)	40				
国外所得の金額 (39)-(40)	41				
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (1)	42	円	課税標準法人税額 (2)	45	円
法人税の控除限度額 (12)	43	外	地方法人税額 (45) × 4.4%	46	
差引控除対象外国法人税額 (42)-(43)+(43の外書)	44		地方法人税控除限度額 (46) × $\frac{11}{8}$ と (46)のうち少ない金額	47	
			外国税額の控除額 (44)と(47)のうち少ない金額	48	

別表六(二) 平二十七・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(16 別表六(二))

外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名		
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	区 分 ① ②		
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2	当 加 外 所 得 の 金 額 の 計 算		
	所得金額又は欠損金額 (別表四「43の①」)	3			
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4			
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5			
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6			
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7			
	計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8			
	国外所得の金額 (4)	9			
	(8) × 90%	10			
	国外所得金額 (9)と(10)のうち少ない金額	11			
	法人税の控除限度額 (2) × $\frac{11}{8}$ と (2)のうち少ない金額	12			
	法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(12)のうち少ない金額	13			
	法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	14			
	法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	15			
	当期に控除できる金額 (13)+(14)+(15)	16			
	国外の当期利益又は当期欠損の額	17		円	
納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」)	18	円			
交際費等の損金不算入額	19				
貸倒引当金の戻入額	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
小 計	29				
貸倒引当金の繰入額	30				
	31				
	32				
	33				
	34				
	35				
	36				
	37				
小 計	38				
仮 計 (17)+(29)-(38)	39				
非課税国外所得の控除額 (39)× $\frac{5}{8}$ 又は(39)×② (マイナスの場合は0)	40				
国外所得の金額 (39)-(40)	41				
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (1)	42	円	課税標準法人税額 (2)	45	円
法人税の控除限度額 (12)	43	外	地方法人税額 (45) × 4.4%	46	
差引控除対象外国法人税額 (42)-(43)+(43の外書)	44		地方法人税控除限度額 (46) × $\frac{11}{8}$ と (46)のうち少ない金額	47	
			外国税額の控除額 (44)と(47)のうち少ない金額	48	

別表六(二) 平二十六・十・一以後終了事業年度等分